

外国送金をされるお客様へのお願い

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策にかかる対応の強化を図るため、下記の対応を行うことといたしました。

お客様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 受付をお断りするお取引等について

- (1) 当金庫に預金口座を保有されていないお客様を依頼人とする送金依頼。
- (2) 現金扱い*かつ1千万円相当額以上の送金依頼。
- (3) 送金内容等を確認させていただくことにご協力いただけない場合。

※現金扱い…現金のほか、送金日の1週間以内に現金で預金口座に入金された資金を原資とする送金が該当します。

2. 外国送金受付時の対応について

外国送金受付時には、お客様に対し、ご送金の内容についての確認や関係書類の提示をお願いする場合がございます。

また、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

なお、金融庁のホームページにおいてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策についての特設ページが開設されており、金融機関への情報提供のご協力依頼（「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」）について掲載されておりますので、本件と合わせてご確認ください。

お伺いする内容等をご確認ください。☒

金融庁のホームページへのリンクはこちらから